

タイトル	刑事判例研究 長崎地判平成30年2月1日（グループホーム「ベルハウス東山手」火災事件）
著者	神元，隆賢；KANMOTO, Takayoshi
引用	北海学園大学法学研究，54(1)：69-75
発行日	2018-06-30

認知症対応型共同生活介護事業所の火災により五名が死亡、五名が負傷した事故
に關し、同事業所運営会社代表取締役について業務上過失致死傷罪の成立を認め
た事例（グループホーム「ベルハウス東山手」火災事件判決）

長崎地裁平成三〇年二月一日判決

（平成二八年（わ）第二五四号…業務上過失致死傷被告事件）

（判例集未登載）

神 元 隆 賢

【事実の概要】

被告人は、認知症対応型共同生活介護事業所（以下「本件施設」）の事業者である株式会社代表取締役として、経営、管理等の業務全般を統括するとともに、消防用設備等を設置、

維持するなどの業務に従事していた。

本件施設は傾斜地に建てられた四階建ての建物で、道路に面した玄関は二階部分にあり、各階の移動には階段を使う必要がある構造となっていた。本件施設には自力歩行のできない者を含む要介護認定を受けた認知症の高齢者が多数入居し

ていた反面、本件施設では入居者の介護に従事する介護職員が一名のみである時間帯があった。本件施設にはスプリンクラー設備が設置されていなかった。

平成二五年二月八日午後七時二〇分頃、本件施設二階にある入居者A（当時七八歳）の居室から出火²、本件施設内に燃え広がり、その結果、入居者五名（当時七七歳～九〇歳）が死亡、Aらを含む五名（当時五六歳～一〇一歳）が負傷した。

以上の事案について、業務上過失致死傷罪の成否が争われ、弁護人は、①被告人が本件施設には消防法令上のスプリンクラー設置義務はないものと誤解していたこと、②本件施設にスプリンクラーを設置するのは困難であると聞いていたことを考えると、被告人が本件施設にスプリンクラーを設置する期待可能性は低かった、近隣のグループホームと比較しても本件施設の夜間勤務の職員が少ないということもなかったのであるから、被告人が本件施設の夜間勤務の職員を増員する期待可能性が低かった、夜間勤務の職員Bが適切な初期消火を行わなかったことが結果発生に一定程度寄与していたなどと主張した。

【判旨】

有罪（禁錮二年執行猶予四年）。

被告人の過失については、「本件施設は、施設内からの出入口は二階にしかなく、かつ、他の階への移動手段は階段だけで、二階以外から施設外に出ることが容易ではない構造であるし、本件施設には自立歩行が困難な者を含む認知症の高齢者が多数居住していたにもかかわらず、夜間には入居者の介護に従事する施設職員が一名のみになることもあったのである、一たび火災が発生すれば、施設職員がすべての居住者を施設外に避難させることは難しく、居住者が火災から逃げ遅れ、その生命を奪う結果が生じる危険があることは明白である。本件施設にはそのような危険があったにもかかわらず、被告人は、本件施設内で火災が起こることはないなどと安易に考え、スプリンクラー設備を設置するなどせず、漫然と本件施設を運営管理していたのであり、過失の態様は悪い。」とした。

スプリンクラー設置の期待可能性については、「①の点については、被告人が本件施設について消防法令上スプリンクラーを設置する義務はないと思っていたとしても、本件施設

の構造や入居者の様子等に照らせば、火災になった際の危険は容易に予見できるのであり、被告人がスプリンクラーを設置しなかったことがやむを得ないとは到底考えられないし、②の点については、被告人が本件施設にスプリンクラーを設置することを検討した際、その見積りを依頼した会社の従業員であるCが被告人に対し、費用がかかるもののスプリンクラーの設置は可能である旨説明した事実が認められ、弁護人の主張はその前提を欠くものである。」とした。

夜間勤務職員を増員する期待可能性については、「本件施設と弁護士が指摘する近隣のグループホームは、施設の物理的構造や火災発生時の延焼防止設備の設置状況等の点で異なるのであり、それらを考慮せずに職員数のみを比較してもほとんど意味がないことは明らかであるから、弁護人の主張は採用できない。」とした。

夜間勤務の職員の寄与については、「しかし、Bは、火災の発生を知った時には火が大きかったため、消火活動はせず、入居者の救助をした旨述べている。その供述内容には不自然な点はなく、供述態度も真摯であり、Bの供述は信用できる……。そして、Bの供述によれば、火災発見時には既に火が大きく、Bが消火を行うことができない状況であったと認め

られるから、弁護人の主張は理由がない。」とした。

【評釈】

一 本件は、平成二五年二月八日に長崎県長崎市で発生したグループホーム「ベルハウス東山手」火災事件判決である。入居型介護施設いわゆる老人ホームや、認知症高齢者を入居させ集団生活を営むグループホームで夜間に火災が発生して入居の高齢者が多数死傷する事故は、本件のほか、平成一八年一月八日に発生して七人が死亡し三名が負傷した長崎県大村市「やすらぎの里さくら館」火災事件⁽³⁾、平成二一年三月一九日に発生して一〇名が死亡した群馬県渋川市「静養ホームたまゆら」本館火災事件、平成二二年三月一三日に発生して七名が死亡した北海道札幌市「グループホームみらいとんでん」火災事件⁽⁴⁾など、近年頻発している。高齢者社会の到来とともに、このような高齢者入居施設は増加しつつあるが、消防法上の規制を回避するために延床面積を抑えるべく不適切な設計がなされたり、防火設備や夜間当直職員の配置等が不十分であったりするものも見られ、それがこのような施設における火災発生の際に、極めて多数の死傷者を発生させる一因となっている。

二 本件については、主にスプリンクラー設置の期待可能性が被告人にあったかを巡って争われた。認知症高齢者グループホームなど、火災発生時に自力で避難することが困難な者が多く入所する小規模社会福祉施設におけるスプリンクラー設備の設置は、かつては延面積一、〇〇〇㎡以上の施設だけに義務づけられていた。しかし、上掲「やすらぎの里さくら館」火災事件を契機として、消防法施行令が改正（平成一九年政令第一七九号、平成一九年六月公布、平成二一年四月施行）され、本件当時は延面積二七五㎡以上の施設にも設置が義務づけられていた。

そして本件では、四階建ての本件施設の建物のうち、グループホームとして利用されていた一、二階の延面積は二五九・六四㎡⁽⁵⁾と、スプリンクラー設置義務を生じる二七五㎡に至っていないかった。しかし、三階の一室に居住し本件火災により死亡したD（当時八二歳）について、被告人は当初はDを介護していないと県警に供述し、Dは別の施設の訪問介護を受けていたとしていたが、実際には、Dは本件施設から食事の提供を受けたり、本件施設の風呂を利用するなどして、本件施設職員の介護を受けていた。これにつき、被告人は公判において、Dを加えるとグループホームの定員を超過するため、

追及を避けようと虚偽の供述をしていたことを認めた。⁽⁶⁾このようにして、Dを本件施設利用者に含めると、延面積は二七五㎡以上となってスプリンクラー設置義務を生じ、結局、本判決では、被告人のスプリンクラー設置義務違反が認められることとなった。なお、本判決では格別指摘されていないものの、国土交通省は本件施設につき、建築基準法に違反する増床、防火扉不備があったとも指摘している。⁽⁷⁾

もっとも、本件のような認知症高齢者向け施設における防災設備の刑法上の設置義務につき、従来の判例は、その施設の危険性等に照らしてその有無を判断しており、必ずしも消防法や建築基準法などの行政法上の設置義務の有無のみを参照しているわけではない。例えば、「静養ホームたまゆら」本館火災事件に関する前橋地判平成二五年一月一八日判タ一四一二号三五六頁では、「消防法八条一項は、多数の者が利用する一定の施設の管理権原者に対し、防火管理者を定めて、防火管理上必要な業務を行なわせる義務を課している。これは、対象となる施設の事業主は利用者に対して防火管理上の一般的な注意義務を負っているという考え方に基づいて、当該施設の管理権限者が防火管理者を通じて果たすべき具体的な義務を定めたものである。本件火災当時の甲本館について

は、それが有料老人ホーム又は寄宿舍であったとしても、収容人員の関係で同条一項の適用はなかった（消防法施行令一条の二第三項一号により前者は三〇人以上、後者は五〇人以上が適用対象となる。平成二二年四月一日以降は前者につき一〇人以上となった。）。しかし、消防法八条一項の基礎にある考え方に照らすと、相当数の入居者を収容している甲本館についても、その事業主に入居者に対する防火管理上の注意義務があることは明らかである。」として、「静養ホームたまゆら」理事長の防火管理上の注意義務を認めたとうえで、入居者の各個室に煙感知式住宅用火災警報器（無線式親器・子器セット）の子器を、宿直室にその親器を設置する義務が理事長らにあったかについて、「消防法施行令五条の六は警報音を発するだけの単体の住宅用防災警報器を許容しているが、……本館については、その構造、個室数、宿直員の配置に照らし、単体の警報器では不十分である。」として、消防法とは別個に刑法上の設置義務を肯定している。これに照らせば、本件施設についても、仮に延面積に三階部分が含まれず、二七五㎡未満であるとして消防法上のスプリンクラー設置義務が否定されたとしても、刑法上のスプリンクラー設置義務が被告人について肯定されていた可能性は十分にあるかと思わ

れる。

なお、本件を契機として、消防法施行令が改正（平成二六年政令第三三三号、平成二六年一〇月公布、平成二七年四月施行）され、社会福祉施設におけるスプリンクラー設備の設置は、原則として延面積に関わらず義務づけられることとなった。

二 本件については、火災当時一名であった夜間勤務の職員を増員する義務が被告人にあったかを巡っても争われた。このような高齢者向け施設での夜勤一名での火災について、火災発生防止のために夜勤二名体制が必要かが争われた事件は近年散見されるが、いずれも二名以上の配置の必要性を認めている。

前掲前橋地判平成二五年一月一八日は、夜間当直職員二名以上の配置の要否が争われたところ、「歩行が不可能な者を含む入居者の避難誘導作業をすることができる夜間当直職員を二人配置していれば、本件被害者九名のうち、……三名については、職員の措置により確実に避難させて死亡を回避することができた」と認められる。……そのほかの六名……については、少なくとも、そのうち二名については、職員の措置

により確実に避難させて死亡を回避することができたと認められる。……上記六名中、この二名以外の四名については、確実に避難させることができたとは認められない。……職員を三人配置していれば、それ以上の被害者を避難させることができた可能性はあるが、……三人まで配置すべき注意義務は認められない。……職員一人では、例えば、車椅子に乗り移らせて暗い中を移動する作業に対応できないことも十分に考えられるところであり、上記のように防火管理上、貧弱な構造、設備のもとで、一人の職員で一六名という数の入居者を安全確実に避難させることは相当に困難であると考えられる。そうすると、被告人には、たまゆら本館の夜間当直職員を増員して、常時少なくとも二人を配置すべき刑法上の注意義務があったと認められる。……支出の増加としては年間百数十万円で収まると認められ、これはたまゆらの事業規模等に照らし履行不可能とはいえないし、運営を継続する以上、その範囲の支出をしても、職員の増員は実施しなければならぬものである。……三人の職員の配置が望ましいことは確かであるが、夜間当直職員の数について他の施設の実情は証拠上明らかではない。……常時三名となると、事業規模に照らし、給与捻出の面でも相当の困難が伴うと認められる。

……三人の職員を配置すべき注意義務は認められない。」とした。

グループホーム「みらいとんでん」火災事件控訴審判決である札幌高判平成二九年七月二七日（判例集未登載）は、介護福祉士一名のみが夜勤に当たっていたところ、「人件費の増加を考慮しても夜勤を二名体制とすることも不可能であったとはいえない。」として、「みらいとんでん」理事長につき、夜勤職員二名を配置すべき注意義務を認めた。

以上に照らせば、このような高齢者向け施設では、規模や設備にもよるが、原則として夜勤は二名体制が要求されることになる。「静養ホームたまゆら」本館は、木造平屋建てで床面積は合計約三六二・九〇㎡、入居者用個室一六室と、本件施設より規模が大きく入居者も多かった。しかし、「みらいとんでん」は木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建、床面積は合計二四八・四三㎡、入居者九名と、本件施設より小規模であったから、本件施設の規模で夜勤一名体制が妥当するとは到底言いがたい。そもそも、これらの施設が認知症を患う高齢要介護者のための施設であったことを考慮すると、火災による入居者の死亡の危険性は極めて高かったといえる。さらに、夜勤職員が仮眠、休憩することも考えると、やはり本件施設では

夜勤二名体制が要求されるというべきであろう。

common/000995316.pdf) 一頁参照。

- (1) 総務省消防庁「長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要」(<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingikento/h25/shougai-kasaitaisaku/01/shiryo4.pdf>) 参照。
- (2) なお、本件出火は、リコール対象で回収が進められていた加湿器からのものであった。読売新聞二〇一四年二月三日西部朝刊三八頁、読売新聞二〇一八年二月二日西部朝刊二七頁参照。
- (3) 日本グループホーム学会「大村市の認知症高齢者グループホームの火災についての調査報告と今後のグループホームの防火対策への提言」(http://www.gh-gakkai.com/opinion_pdf/060529.pdf) 五頁参照。
- (4) 本件の詳細については、拙著「認知症対応型共同生活介護事業所の火災により七名が死亡した事故に関し、同事業所運営会社代表取締役の防火管理業務上の過失が争われた場合について、無罪を言い渡した原判決を破棄し業務上過失致死罪の成立を認めた事例(札幌高判平成二九年七月二七日(判例集未登載))」(北海学園大学法学研究五三巻三号(二〇一七年)六九頁参照。
- (5) 上掲注(1) 参照。
- (6) 読売新聞二〇一七年一月二日西部朝刊二九頁参照。
- (7) 国土交通省「認知症高齢者グループホームの火災概要及びその後の対応について(資料八)」(<http://www.mlit.go.jp/>)

